

第 5-18 表 最低賃金額の推移

Table 5-18: Changes in the minimum wage

	2020年	2021	2022	2023	2024		
時間(h)又は日(d)、月(m)当たりの各国通貨額					local currency per hour(h)/day(d)/month(m)		
日本 1)	901	902	930	961	1,004	h	JPN
アメリカ	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25	h	USA
カナダ 2)	11.15～	11.45～	11.75～	13.00～	14.00～		CAN
	15.00	16.00	16.00	16.00	16.77	h	
イギリス	8.21	8.72	8.91	9.50	10.42	h	UK
ドイツ	9.35	9.50	9.82	12.00	12.41	h	DEU
フランス 3)	10.15	10.25	10.57	11.27	11.65	h	FRA
オランダ 4)	1,653.6	1,684.8	1,725.0	1,756.2	—	m	NLD
	—	—	—	—	13.27	h	
ベルギー	1,593.81	1,625.72	1,691.40	1,842.28	1,954.99	m	BEL
中国 5)							CHN
深圳市	2,200	2,200	2,360	2,360	2,360	m	Shenzhen
上海市	2,480	2,480	2,590	2,590	2,690	m	Shanghai
北京市	2,200	2,200	2,320	2,320	2,420	m	Beijing
韓国	8,590	8,720	9,160	9,620	9,860	h	KOR
マレーシア 6)	1,100	1,100	1,100	1,500	1,500	m	MYS
タイ 7)	331	331	331	354	370	d	THA
インドネシア 8)	4,276,349	4,416,186	4,453,936	4,901,798	5,067,381	m	IDN
フィリピン 9)							PHL
非農業	537	537	537	570	610	d	Non-agriculture
農業	500	500	500	533	573	d	Agriculture
インド 10)	569	596	618	646	673	d	IND
ベトナム 11)	4,420,000	4,420,000	4,420,000	4,680,000	4,680,000	m	VNM
ミャンマー	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	d	MMR
ラオス	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	m	LAO
カンボジア 12)	190	192	194	200	204	m	KHM
オーストラリア 13)	19.49	19.84	20.33	21.38	23.23	h	AUS

出典：各国労働省及び統計局資料（第5-17表 最低賃金制度(p.193～200)を参照）

注：各年、1月1日時点の最低賃金額。

1) 地域別最低賃金額の全国加重平均値。

2) 各年改定後の州別最低賃金、適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最賃を定めている。

3) 2020年までは、ほぼ年1回（1月1日）の定例引き上げのみだったが、2021年以降、物価上昇に応じて複数回引き上げがなされている。

4) 2017年までは23歳以上、2018年は22歳以上、2019年以降は21歳以上の月額最低賃金。2024年から月額最低賃金を廃止し、時給最低賃金に変更。

5) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。

6) 2023年全国一律1500リンギ。

7) 2013～2016年は全国一律。その後はプーケットなど3県。2024年はプーケット県のみ。

8) ジャカルタ特別州。

9) 2019年までは全国一律。2020年～主要都市以外。

10) デリ政府直轄地における、未熟練労働者が対象。

11) 第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）。

12) 通貨単位は国内で主に流通している米ドル。

13) 週38時間労働の場合の時給。7月1日に毎年改定。